

岩田合同法律事務所 ニュースレター

2024年11月号



岩田合同法律事務所  
弁護士 [藤原 宇基](#)

今月は、手待ち時間について問題となった近時の裁判例をご紹介します。

- ✓ 労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう。
- ✓ 休憩時間中に業務を行う場合、業務を行う頻度や時間、業務を行っていない時間の過ごし方によっては休憩時間全体が手待ち時間として労働時間に該当する可能性がある。
- ✓ 月光フーズ事件（東京地裁令和3年3月4日判決、労働判例1314号99頁）

## 1. 労働時間の意義

三菱重工業長崎造船所事件（最一小判平12.3.9、労判778号8頁）では、労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まると判示されました。

同判決は、労働基準法上の労働時間の意義を示す判決として、最重要判決の1つです。同事案では、労働者が始業時刻前及び終業時刻後の作業服及び保護具等の着脱等並びに始業時刻前の副資材等の受出し及び散水に要した時間が、使用者の指揮命令下に置かれたものであるとして、労働基準法上の労働時間に該当すると判断されました。

## 2. 休憩時間と手待ち時間の違い

労働基準法上、使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされています（労基法34条）。

休憩時間とは、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいいます。これに対して、手待ち時間とは、使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間をいいます。手待ち時間は休憩時間とは認められません。

## 3. 手待ち時間の労働時間該当性

大林ファシリティ（オークビルサービス）事件（平19.10.19最二小判、労判946.31）では、手待ち時間について、前掲大星ビル管理事件の規範を引用して判断しています。すなわち、不活動時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たる、不活動時間において労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である、と判示されました。

同事案では、マンションの住み込み管理員をしていた夫婦の不活動時間について、①平日の所定時間外の待機は、時間外における住民や外来者からの要望による宅配物等の受渡しも、随時対応すべきものとされていたため、午前7時から午前9時まで及び午後6時から午後10時まで、それぞれ時間外労働に従事したものと認められる（ただし、病院に通院したり、飼い犬を運動させている時間は含まれない。一方で、晩酌中や趣味のプラモデルを制作している時間は、住民らの要望に対応していたことから含まれる。）、②土曜日の待機は、午前7時から午後10時までの時間（休憩時間1時間を除く）が労働時間に該当する（ただし、1名での業務遂行が指示されており、かつ、可能であったことから、1名分のみ労働時間を認める。）、③日曜日及び祝日の待機は、管理員室の照明の点消灯、ごみ置場の扉の開閉その他本件会社が明示又は黙示に指示したと認められる業務に従事した時間（1日当たり1名分1時間）に限り、労働時間に該当すると判断しました。

## 4. 長時間の休憩時間

飲食店など、1日に業務の繁閑がある業態では、休憩時間を長時間としていることがあります。この点、休憩時間の最長限度についての規制はありません。しかし、休憩時間を長時間と

した場合、労働者をいたずらに長時間事業場に拘束しておくこととなるため、望ましいことではないと言われています（厚生労働省労働基準局編「労働基準法 上」484頁）。

また、規則等に長時間の休憩時間が定められていた場合でも実際は業務を行っており、労働から解放されているとは認められない場合もあります。

月光フーズ事件（東京地判令 3.3.4、労働判例 1314.99）は、広島風お好み焼きの店長 X1 と社員 X2 が未払の割増賃金等を求めて、店舗を運営する会社 Y を提訴した事案です。

店舗では、ランチタイムの営業時間は 14 時まで、ディナーの営業開始は 17 時からであり、その間が休憩時間であるとされていました。

しかし、実際はランチタイムの客が完全にいなくなるのは 14 時 15 分から 14 時 30 分ころであり、また、ディナーの営業開始の前に 16 時 20 分頃から鉄板の火入れを行うことが業務として定められていました。さらに、Xらは、ランチタイム終了からディナータイム開始までの間に、ディナーの仕込み、配送される食材の受け取り、電話対応等の業務を行っていました。

このような事情の下、裁判所は、ランチタイム終了からディナータイム開始までの間について、Xらは業務に当たっており、業務以外の理由で店舗を離れることはできなかったこと、また、社員が業務命令の指揮下でない状態となるようななんらかの対応を行っていたという事情も見当たらないことから、同時間帯は休憩時間ではなく、労働時間と認定し、X1 について割増賃金として約 2000 万円、付加金として約 1460 万円、X2 について割増賃金として約 490 万円、付加金として約 450 万円の請求を認めました。

休憩時間に業務を行わせた場合、業務を行った時間が労働時間として賃金支払いの対象となるのは当然ですが、業務を行う頻度や時間、業務を行っていない時間の過ごし方によっては、休憩時間全体が労働時間と判断され、多額の賃金を支払わなければならないため注意が必要です。

#### 【執筆者】



[藤原 宇基](#)（弁護士）

Tel: 03-3214-6206

E-mail: [hfujwara@iwatagodo.com](mailto:hfujiwara@iwatagodo.com)

東京大学法学部卒業、2008 年弁護士登録。

訴訟、団体交渉、労災対応、人事制度設計など人事労務案件を広く取り扱う。また、ジェネラルコーポレート、訴訟・紛争解決、M&A を得意とする。

## 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階

岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。